



茨木市立運動施設利用のしおり



運動広場
庭球場
忍頂寺スポーツ公園



茨木市
茨木市教育委員会

◆オーパス・スポーツ施設情報システムについて

*本市の運動広場を専用使用される場合（庭球場は個人使用のみ）は、施設の空き状況を確認して茨木市教育委員会スポーツ振興課の窓口で直接申し込み方法と「茨木市公共施設使用登録システム」に登録して頂き、インターネットや専用の街頭端末機等で申し込み方法があります。システムに登録された場合の運動広場使用方法等については「オーパス・スポーツ施設情報システム」ガイドブックを参照してください。

- オーパスに登録される場合は、スポーツ振興課(市役所南館6階)・公園緑地課(市役所南館4階)で配布している申請紙にて、まず銀行へ使用料の引き落としができる手続きをした後、スポーツ振興課・公園緑地課で申請してください。登録後は、土・日曜日でも利用申請でき、雨の還付手続きも必要ありません。
- 登録者の照明申請は、当日申請となります。
- 未登録者の照明申請は、施設使用申請と同時に申請となります。
- 高校生以下の個人登録はできません。

◆運動広場利用上の注意

- 次のような利用については使用の許可をしません。
 1. 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
 2. 施設又は附属施設等を損傷するおそれがあるとき。
 3. 営利を目的として使用するとき。
 4. 政治的目的又は宗教的目的で使用するとき。
 5. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき。
 6. その他教育委員会または指定管理者が不適当と認めるとき。

- 使用する方は、次の行為をしてはいけません。
 1. ゴルフ、犬の散歩など、設置目的以外に使用すること。
 2. 他人に危害を与え、又は迷惑をかけること。
 3. みだりに危険な行為をし、秩序を乱すこと。
 4. 許可を得ないで施設内で物品販売等の営利行為をすること。
 5. 建物、設備、器具等を損傷又は滅失するおそれのある行為をすること。
 6. 使用の権利を譲渡し、又は転貸すること。



◆運動広場・庭球場使用料

| 施設名 | 区分 | | 照明料(30分) | |
|----------------|-------|------|-----------------|--------|
| | 中学生以下 | 専用一般 | | |
| 運動場(1時間につき) | 250円 | 550円 | 2,000円 | |
| フットサル場(1時間につき) | 400円 | 800円 | - | |
| 庭球場(1面1時間につき) | 屋外庭球場 | 250円 | 300円 | |
| | 屋内庭球場 | 300円 | 300円 | |
| 弓道場 | 個人 | 専用 | 専用使用者は 12人以上 | |
| | | 200円 | | 2,000円 |
| | 専用 | 200円 | | 2,000円 |
| | | 300円 | | 3,000円 |

◆使用期間と時間及び休日

| 施設名 | 使用期間 | 使用時間 | 備考 |
|------------------------|-------------|------------|----------------------------|
| 運動場 庭球場 (フットサル場) | 4月1日～4月30日 | 9:00～18:00 | 照明使用の場合 21:00まで使用可 |
| | 5月1日～8月31日 | 7:00～19:00 | |
| | 9月1日～9月30日 | 7:00～18:00 | 休場日 12月28日 5 1月4日 |
| | 12月1日～1月31日 | 9:00～16:00 | |
| | その他 | 9:00～17:00 | |
| 弓道場 | 1月5日～12月27日 | 9:00～21:00 | |

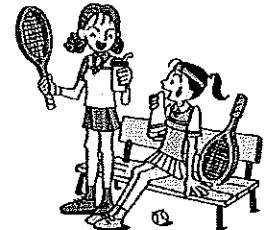
◆使用申請先

- スポーツ振興課 (072-620-1608) 庭球場(個人)、運動広場グラウンド(団体)
茨木市公共施設使用登録申請
- 公園緑地課 (072-620-1654) 公園グラウンドの申請(団体)
茨木市公共施設使用登録申請
- 忍頂寺スポーツ公園(072-649-4402) (指定管理) スポーツ公園内施設は電話で直接申し込み
※一部利用時間が異なります。直接施設管理者にお問い合わせください。

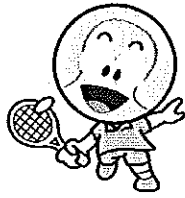
◆運動広場利用の手続き

*各施設は、許可を得て使用してください。

- グラウンドは、10人以上の団体による専用使用になります。使用団体代表者の住所(法人にあっては、その所在地)が市外であるときは、当該使用料の10割を加算します。
- 庭球場は、個人使用になります。使用申請者の住所が市外であるときは、当該使用料の10割の額を加算します。ただし、市内の事務所又は事業所に勤務されている場合及び市内の学校に在学されている場合は、市内扱いとなります。
- 使用にあたっては、未登録者は使用許可書、登録者はオーパスカードを提示してください。(照明許可は印刷してください。)
- 雨天の場合の使用可否は、各施設に問い合わせてください。
- 雨天で使用できなかった場合、未登録者の方には使用料を還付しますので、10日以内に還付手続きをしてください。登録者の方は手続き不要です。
- 使用日の5日前までに取り消し手続きをした場合、5割の取消料が発生します。
- 未登録者の方の還付手続き・取り消し手続きは、平日にスポーツ振興課で行ってください。(朱肉で押せる印鑑が要ります。)
- 使用申込・還付・登録申請業務の受付時間
月～金曜日…午前9時～午後5時
(土・日・祝・休日の受け付けは行いません。)



施設案内・位置図



●忍真寺スポーツ公園 竜王山荘(宿泊施設) レストラン
 所在地:大字忍真寺1049番地
 (JR茨木駅より阪急バス忍真寺下車徒歩3分)
 施設:宿泊・運動場1面・全天候型庭球場6面
 ゲートボール場1面
 照明:なし
 電話番号:649-4402
 駐車場:122台

●福井運動広場
 所在地:西福井三丁目90-45
 (阪急バス宮の前下車5分)
 施設:運動場1面・砂入り人工芝庭球場3面
 照明:あり
 電話番号:641-4961
 駐車場:48台

●郡山公園庭球場
 所在地:新郡山一丁目97-42
 (阪急バス郡山団地下車5分)
 施設:砂入り人工芝庭球場1面
 駐車場:なし
 申込:直接、スポーツ振興課へ

●春日丘運動広場
 所在地:北春日丘四丁目12-95
 (近鉄バス春日丘公園下車10分)
 施設:運動場1面・砂入り人工芝庭球場3面
 弓道場(近約6人立)
 照明:あり
 電話番号:623-8769
 駐車場:36台

●中央公園庭球場
 所在地:駅前四丁目8番
 (市役所より徒歩3分)
 施設:砂入り人工芝庭球場3面
 照明:あり
 電話番号:624-6926
 駐車場:308台 中央公園駐車場(地下)

●桑原運動広場
 所在地:桑原18-1
 (阪急バス桑原下車徒歩6分)
 施設:運動場1面・砂入り人工芝庭球場3面
 人工芝フットサル1面・芝生広場1面
 照明:なし
 電話番号:649-2519
 駐車場:67台

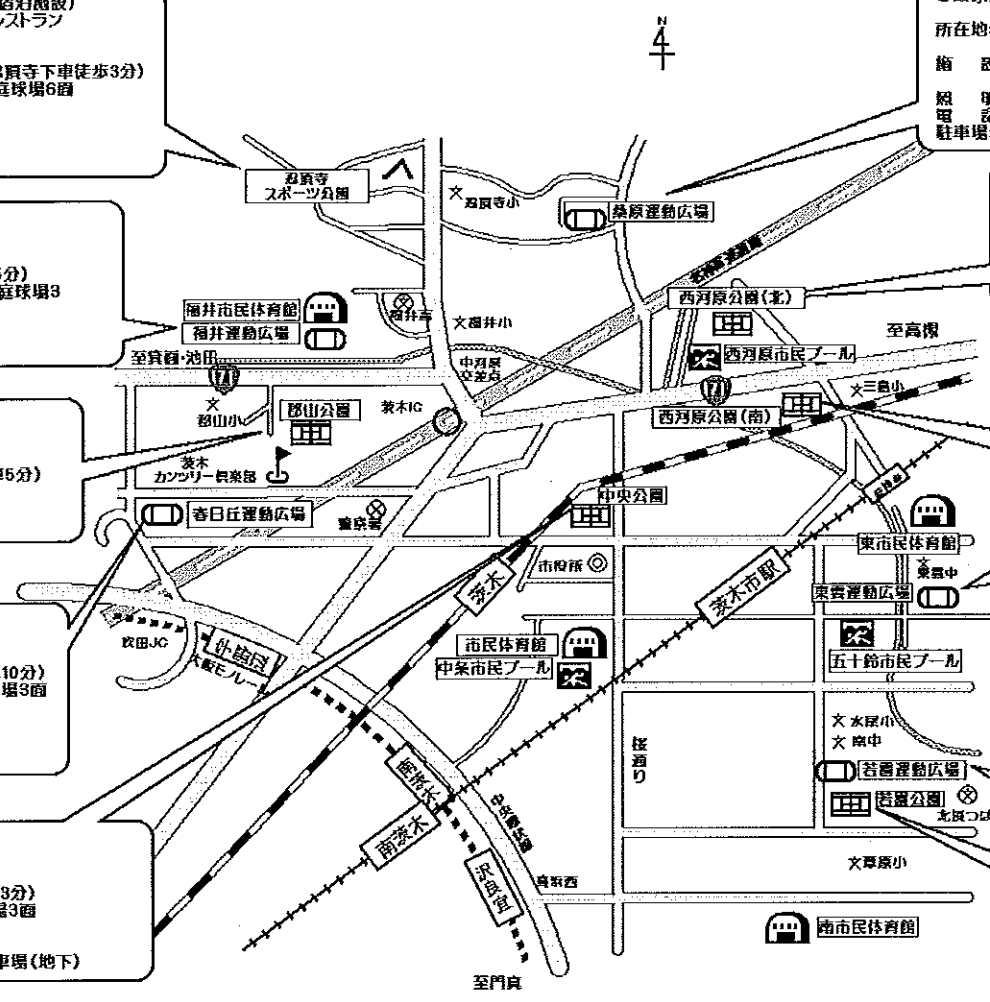
●西河原公園(北)庭球場
 所在地:城の前町1番
 (近鉄バス東大田1丁目下車すぐ)
 施設:砂入り人工芝庭球場3面
 照明:あり
 電話番号:623-8070
 駐車場:66台

●西河原公園(南)庭球場
 所在地:西河原二丁目55番の1
 (阪急總持寺駅より徒歩15分)
 施設:砂入り人工芝庭球場3面
 照明:なし
 電話番号:621-0615
 駐車場:21台

●東雲運動広場
 所在地:新堂一丁目6-24
 (阪急バス猿橋学園前下車徒歩10分)
 施設:運動場1面・屋内庭球場3面
 照明:庭球場のみあり
 電話番号:637-0768
 駐車場:53台

●若園運動広場
 所在地:真砂二丁目209番の1
 (近鉄バス若園公園前下車徒歩3分)
 施設:運動場1面
 照明:なし
 電話番号:633-1764
 駐車場:18台

●若園公園庭球場
 所在地:真砂二丁目4番
 (近鉄バス若園公園前下車徒歩2分)
 施設:砂入り人工芝庭球場6面
 照明:なし
 電話番号:633-1764
 駐車場:22台



運動広場・庭球場は、市民のスポーツ文化の発展と豊かな市民生活の向上にご活用いただくための施設です。

市民の皆様方の余興の善用、健康づくりの場としてご活用ください。

